

社会福祉法人のぞみ会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいい、役員等とは理事・監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。

(役員等報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

なお、評議員選任・解任委員を兼ねる監事が、同日に開催された理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会にあわせて出席したときは、そのいずれかに係る報酬のみを支給することとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支給しないものとする。

2 当法人の職員を兼務する役員には、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席報酬を支給しないものとする。

(勤務報酬)

第4条 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

2 監事が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

3 評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

4 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

(支給方法等)

第5条 報酬の支給は、現金をもって本人に支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額（源泉所得税）を控除して支給する。

(事業年度の報酬総額)

第6条 役員等の報酬総額は、別表3に定める事業年度ごとの総額を上限とする。

(旅費)

第7条 役員等が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会出席のため、あるいは法人業務のため旅行する場合は、旅費規程により、その実費相当額を別途支払うことができる。

2 旅費は実情を考慮して支給することができる。

(退職手当)

第8条 役員等には、退職手当を支給しない。

(適用除外)

第9条 職員を兼務する役員に対してはこの規程を適用しない。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

勤務報酬及び事業年度ごとの報酬総額の上限について

別表 1

名 称	報酬（源泉所得税控除後の日額）
理 事 会 出 席 報 酬	5, 0 0 0 円
評 議 員 会 出 席 報 酬	5, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5, 0 0 0 円
※会議や法人の業務が1日複数回あった場合に於いても1回分とする。役員の職員には支給しない。	

別表 2

名 称	報酬（源泉所得税控除後の日額）
理事及び評議員業務報酬	5, 0 0 0 円
監 事 業 務 報 酬	5, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会業務報酬	5, 0 0 0 円
※会議や法人の業務が1日複数回あった場合に於いても1回分とする。役員の職員には支給しない。	

別表 3

役 員 等 の 区 分	事業年度ごとの報酬総額の上限
理 事	3 5 万円
監 事	1 0 万円
評 議 員	3 0 万円
評議員選任・解任委員	3 万円